

沖縄県職員等公益通報制度運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、沖縄県職員等公益通報制度に関する要綱(以下「要綱」という。)第12条の規定により、沖縄県職員等公益通報制度の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(通報様式)

第2 要綱第6条に規定する親展文書(封書)又は電子メールは、別紙「通報様式」による書面とする。

(フローチャート)

第3 要綱第6条、要綱第7条、要綱第8条及び要綱第9条に規定する公益通報の処理等は、別紙「沖縄県公益通報処理に関するフローチャート(内部通報)」に従って運用するものとする。

(調査班)

第4 要綱第7条に規定する調査において人事課長は、調査班を編成し、調査を行うことができる。

2 調査班は、人事課長が指名する人事課職員、主管課職員等で構成することができる。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。